

令和6年9月20日

基礎的電気通信役務支援機関

TCA一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

ユニバーサルサービス（第一号基礎的電気通信役務）制度に係る

- ① 令和7年度の番号単価の算定
- ② 第一種交付金の額及び交付方法並びに第一種負担金の額及び徴収方法についての総務大臣への認可申請

について

一般社団法人電気通信事業者協会(会長 高橋 誠)は、ユニバーサルサービス制度に係る令和7年度の番号単価について、9月19日開催の支援業務諮問委員会(委員長 岡田 羊祐 成城大学 社会イノベーション学部 教授)の答申を受け、下記1のとおり算定したことをお知らせいたします。

併せて、同諮問委員会の答申を受け、電気通信事業法第109条第1項に基づき令和7年度における第一種交付金の額及び交付方法についての認可申請を、また、同法第110条第2項に基づき第一種負担金の額及び徴収方法についての認可申請をそれぞれ、総務大臣へ行いました。

この認可申請の概要は、下記2及び3のとおりです。

記

1 番号単価について

令和7年1月以降の電話番号数に基づき負担する番号単価を次のとおり算定しました（算定の方法等は、[別紙1](#)のとおりです）。

1 電話番号当り 2円/月 （NTT東日本・西日本の合算番号単価）
（内訳）

NTT東日本に係る番号単価 : 1電話番号当り 1.20325396円/月

NTT西日本に係る番号単価 : 1電話番号当り 0.79674604円/月

総務大臣より認可を受けた場合には、この番号単価により、令和7年1月以降の電話番号数に基づき、電気通信事業法第109条第1項及び第110条第2項の規定によりユニバーサルサービス制度に係る第一種交付金、第一種負担金の額を算定し、交付、徴収の所要の手続きを行うものであります。

2 第一種交付金の額及び交付方法の認可申請について

各第一種適格電気通信事業者（NTT東日本・西日本）の第一種交付金の額及び交付方法について、以下の内容で認可申請を行いました（申請書の概要は別紙2のとおりです。）。

（1）第一種交付金の額の算定（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第1項

ア NTT東日本

$$\text{○NTT東日本の交付金額} = \text{NTT東日本の補てん対象額} \\ - \text{NTT東日本の算定自己負担額}$$

イ NTT西日本

$$\text{○NTT西日本の交付金額} = \text{NTT西日本の補てん対象額} \\ - \text{NTT西日本の算定自己負担額}$$

参考 NTT東日本・西日本の補てん対象額は、下表のとおりです。

	NTT東日本	NTT西日本	NTT東西合計
アナログ電話に係る加入者回線 (算定規則第5条第1項第1号に係るもの)	1,795,911,242円	1,011,079,953円	2,806,991,195円
アナログ電話に係る緊急通報 (算定規則第5条第1項第2号に係るもの)	14,923,959円	10,147,564円	25,071,523円
第一種公衆電話に係るもの (算定規則第5条第1項第3号及び第4号に係るもの)	2,019,942,592円	1,515,358,385円	3,535,300,977円
補てん対象額の合計	3,830,777,793円	2,536,585,902円	6,367,363,695円

（2）交付方法

ア 交付手段

- ・第一種交付金の交付は、銀行振込により行う。

イ 第一種交付金額の通知

- ・令和7年4月から令和8年3月（いずれも予定）までの間、毎月、NTT東日本・西日本に対して、第一種交付金額を通知する。

ウ 第一種交付金の交付期限

- ・毎月の第一種交付金額の通知の日の属する月の翌月までに第一種交付金を交付する。

エ 各月の第一種交付金の計算方法

・各接続電気通信事業者等から徴収した各月の第一種負担金の額から、以下の計算方法に従い、NTT東日本・西日本ごとの各月の第一種交付金の額を計算する。

○令和7年4月から令和8年2月（いずれも予定）までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

=各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る第一種負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

○認可申請書には、この他に令和8年3月（予定）に第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金額の計算方法等についても記載している。

3 第一種負担金の額及び徴収方法の認可申請について

第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額及び徴収方法について、以下の内容で認可申請を行いました（申請書の概要は、[別紙3](#)のとおりです。）。

(1) 第一種負担金の額の算定（算定規則第27条第1項）

ア 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額は、NTT東日本・西日本ごとに算定する。

イ 以下の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定する。

(ア) 前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者

(イ) 令和6年度において、当該電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している事業者

(2) 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

平成18年総務省告示第429号に定める方法に従って算定するNTT東日本・西日本ごとの番号単価に、第27条第4項により総務大臣から通知される当該接続電気通信事業者等の各月末の算定対象電気通信番号の数をそれぞれ乗じて得た額とする。

（上記の算定にあたり、整数未満の端数があるときは、四捨五入）

(3) その他第一種負担金の算定に係る申請事項

その他の負担事業者の負担額が電気通信事業法施行令第2条に定める限度割合（3%）を超えることとなる場合の取り扱い、及び第一種適格電気通信事業者が同じ規定に該当となった場合の取り扱いについて申請書に記載している。

(4) 第一種負担金の徴収方法及び納付期限

ア 第一種負担金の納付手段

・第一種負担金の納付は、銀行振込により行う。

イ 第一種負担金額の通知

・第一種負担金の納付額等を相互に確認するため、第一種負担金を納付すべき各接続電

気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

- ① 各月の第一種負担金の額
 - ② 納付期限
 - ③ 納付する口座名義・口座番号
- ・第一種負担金の額の通知については、令和7年1月から12月（いずれも予定）までの各月の算定対象電気通信番号に係る第一種負担金の額を、それぞれ金額の確定する令和7年4月（予定）以降毎月行うこととする。

ウ 第一種負担金の納付期限

- ・毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

エ 延滞金の納付

- ・納付期限までに第一種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

関連する内容につきまして、当協会のホームページにも掲載しております。

<https://www.tca.or.jp/universalservice/>

電話のユニバーサルサービス制度における番号単価の算定について

令和6年9月19日
一般社団法人 電気通信事業者協会
支援業務室

1. 令和5年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支表（第一号基礎的電気通信役務収支表）について

- ・令和5年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で▲248億円、NTT西日本で▲312億円の赤字（東西計で▲561億円）となっている。
- ・なお、NTT西日本において、令和5年度決算において計上した災害特別損失40億円のうち、ユニバーサルサービス相当11億円を営業費用に含めた場合の営業損益は、▲324億円の赤字となっている。

○令和5年度ユニバーサルサービス収支表（単位：百万円）

NTT東日本

	営業収益	営業費用					営業利益
			管理部門費用			利用部門	
			公衆削減 以外費用	公衆電話 削減費用			
加入電話	127,535	150,350	107,857	107,857	-	42,493	▲22,815
基本料	127,535	150,239	107,749	107,749	-	42,490	▲22,704
緊急通報	-	111	109	109	-	2	▲111
第一種公衆電話	231	2,246	2,196	1,782	414	51	▲2,016
市内通信	230	2,241	2,190	1,777	413	51	▲2,010
離島特別 通信	0	1	1	1	-	-	▲1
緊急通報	-	4	4	4	1	-	▲4
合計	127,766	152,597	110,053	109,640	414	42,544	▲24,831

NTT西日本

	営業収益	営業費用					営業利益	災害特別 損失の 影響考慮後 の利益
			管理部門費用			利用部門		
			公衆削減 以外費用	公衆電話 削減費用				
加入電話	122,241	152,066	116,316	116,316	-	35,750	▲29,824	▲30,946
基本料	122,241	151,990	116,243	116,243	-	35,747	▲29,748	▲30,869
緊急通報	-	76	73	73	-	3	▲76	▲77
第一種公衆電話	116	1,527	1,513	1,258	255	14	▲1,411	▲1,415
市内通信	115	1,520	1,507	1,252	254	14	▲1,405	▲1,409
離島特別 通信	0	3	3	2	-	-	▲2	▲2
緊急通報	-	4	4	3	1	-	▲4	▲4
合計	122,357	153,593	117,829	117,574	255	35,764	▲31,235	▲32,360

前年度	136,537	161,232	115,358	114,885	473	45,874	▲24,696
増減	▲8,771	▲8,636	▲5,305	▲5,245	▲60	▲3,331	▲135
効率化率	6.4%	5.4%	4.6%	4.6%	-	7.3%	▲0.5%

前年度	132,723	166,789	128,179	127,833	346	38,610	▲34,066	-
増減	▲10,366	▲13,196	▲10,350	▲10,259	▲91	▲2,846	+2,831	-
効率化率	7.8%	7.9%	8.1%	8.0%	-	7.4%	8.3%	-

2. 電話のユニバーサルサービスに係る補てん額の算定について

電話のユニバーサルサービスに係る補てん額の算定は、NTT東日本・NTT西日本ごとに以下の算出方法により算定する。

トラフィック移行割合で加重平均
PSINモデル：IPモデル
1年目 91% : 9%
2年目 66% : 34%

<補てん対象額の算出方法>

IP網への移行のために、補てん対象額においては、算定規則に基づき次のとおり算定する。

- (1) LRIC (PSTNモデル) を用いて算出した①+②+③+④+⑤の合計額に66%を乗じた額
- (2) LRIC (IPモデル) を用いて算出した①+②+③+④+⑤に合計額に34%を乗じた額

①：加入電話基本料に係るベンチマーク（全国平均+2σ）以上の費用

LRICで算出した1回線あたりの費用を用いて全国の平均費用+2σをベンチマークとして設定し、各社ごとにベンチマーク以上の費用を算出

②：加入電話緊急通報に係る高コスト回線（4.9%）の合計費用

LRICで算出した1回線あたりの費用を用いて全国の高コスト回線の上位4.9%を特定し、各社ごとに高コスト回線に該当する回線の1回線あたりの費用の合計を算出

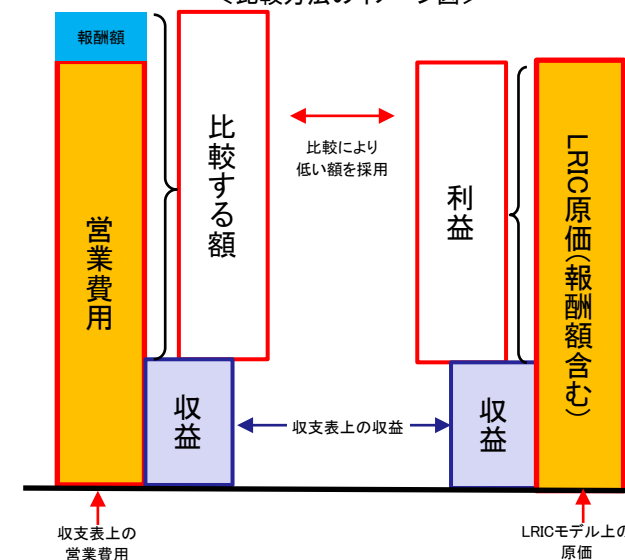
③：第一種公衆電話市内通信に係る赤字

④：第一種公衆電話離島特例通信に係る赤字

⑤：第一種公衆電話緊急通報に係る赤字

LRICで算出した原価（報酬額等を含む。）と第一号基礎的電気通信役務収支表（以下「収支表」という。）上の収入により算定した収支（赤字額）と実際の営業費用に報酬額等を加えたものと収支表上の収入により算定した収支（赤字額）を比較した上で、低い額を採用

<比較方法のイメージ図>



3. 電話のユニバーサルサービスに係る補填対象額の算定について

①加入電話・基本料

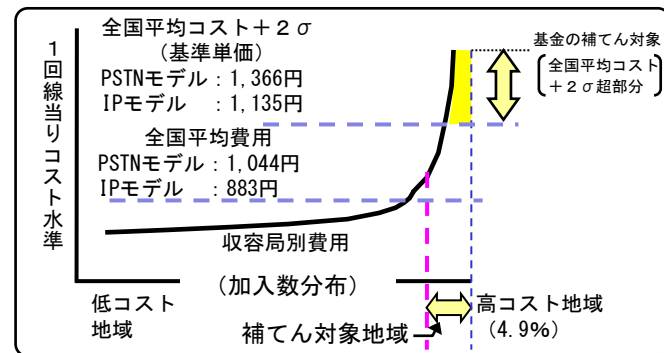
<補てん対象額の算定方法>

「全国平均費用+標準偏差の2倍」(基準単価)をベンチマークとし、これを超える部分を補てん対象額とする。<ベンチマーク方式>
(算定に当ってはIP電話への移行回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算)

(提供エリア全体の収益・原価〔億円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			赤字	(参考) 加入電話回線数 (万回線) ※光IP補正有
		管理部門	利用部門	合計		
NTT東日本	1,274	2,145	365	2,509	▲1,235	2,014
NTT西日本	1,221	2,077	353	2,430	▲1,209	2,147
合計	2,495	4,221	718	4,939	▲2,444	4,161
(参考)前年度	2,684	4,570	774	5,344	▲2,660	4,250
増減	▲189	▲349	▲56	▲404	+216	▲89

(参考) 加入電話緊急通報の補てん対象額算定の仕組み



(百万円)

PSTNモデル	A	B	C	A-B+C	(参考)	
	補填対象地域の実績原価	対象回線数に基準単価を乗じた額(基準原価)	基準単価を下回る額	基準原価を上回る額	加入電話回線数(万回線)	回線割合
NTT東日本	26,624	27,904	2,984	1,704	170.2	(4.1%)
NTT西日本	6,334	5,522	195	1,008	33.7	(0.8%)
合計	32,958	33,425	3,179	2,712	203.9	(4.9%)

(百万円)

IPモデル	①	②	③	①-②+③	(参考)	
	補填対象地域の実績原価	対象回線数に基準単価を乗じた額(基準原価)	基準単価を下回る額	基準原価を上回る額	加入電話回線数(万回線)	回線割合
NTT東日本	20,661	19,243	556	1,974	141.3	(3.4%)
NTT西日本	9,322	8,531	225	1,016	62.6	(1.5%)
合計	29,983	27,774	781	2,991	203.9	(4.9%)

補てん対象額

2,807百万円

× 0.66
(PSTNモデルとIPモデルの加重平均)
× 0.34

②加入電話・緊急通報

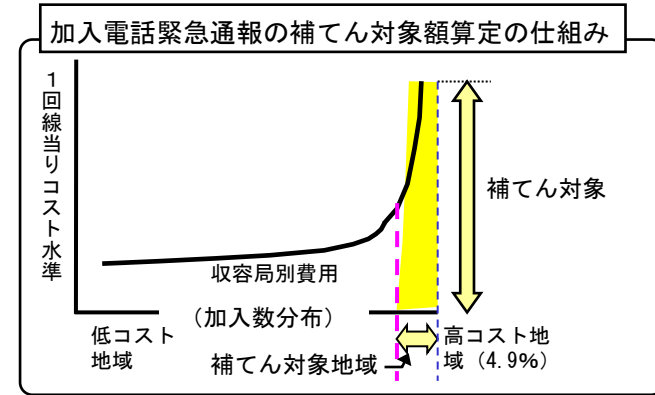
<補てん対象額の算定方法>

基本料の高コスト上位4.9%（東西計）の加入者回線数に対応した原価

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			赤字
		管理部門	利用部門	合計	
NTT東日本	—	130	1	131	▲131
NTT西日本	—	96	1	97	▲97
合計	—	226	2	228	▲228
(参考)前年度	—	283	0	284	▲284
増減	—	▲57	+2	▲56	+56

(参考) 加入電話 回線数(万回線) ※光IP補正無
591
572
1,163
1,258
▲95



(百万円)

P S T N モデル	補填対象地域に 相当する原価	加入電話回線数 (万回線)	回線割合	
	NTT東日本	20	28.9	(2.5%)
	NTT西日本	14	28.1	(2.4%)
	合計	34	57.0	(4.9%)

(百万円)

I P モデル	補填対象地域に 相当する原価	加入電話回線数 (万回線)	回線割合	
	NTT東日本	5	28.7	(2.5%)
	NTT西日本	3	28.2	(2.4%)
	合計	8	57.0	(4.9%)

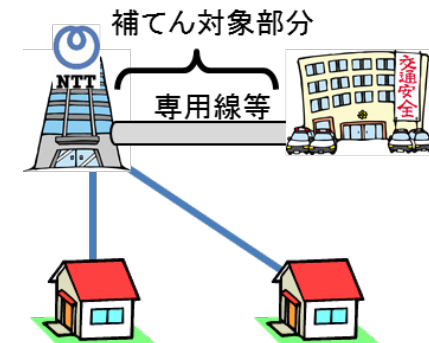
× 0.66

PSTNモデルと
IPモデルの加重平均

× 0.34

補てん対象額

25百万円



③第一種公衆電話(市内通信)

<補てん対象額の算定方法>
「原価－収益」の収支差額

 : 採用する額

(百万円)

PSTN モデル	LRICモデル						利益 (①-②)
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	
			公衆電話撤去費用以外		公衆電話撤去費		
NTT東日本	230	2,257	2,218	1,805	413	40	▲2,027
NTT西日本	115	1,781	1,768	1,514	254	12	▲1,665
合計	346	4,038	3,986	3,319	667	52	▲3,692

実際の費用		
モデルと 比較する額 (③-④)	③営業費用 -利益	④報酬額等
▲2,188	▲2,010	178
▲1,511	▲1,409	103
▲3,700	▲3,419	281

(百万円)

IP モデル	LRICモデル						利益 (①-②)
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	
			公衆電話撤去費用以外		公衆電話撤去費		
NTT東日本	230	2,228	2,188	1,775	413	40	▲1,997
NTT西日本	115	1,758	1,745	1,491	254	12	▲1,642
合計	346	3,985	3,933	3,266	667	52	▲3,639

実際の費用		
モデルと 比較する額 (③-④)	③営業費用 -利益	④報酬額等
▲2,188	▲2,010	178
▲1,511	▲1,409	103
▲3,700	▲3,419	281



	モデル	採用した額	加重平均のための比率	補てん対象額
NTT東日本	PSTNモデル	▲2,027	0.66	▲2,017
	IPモデル	▲1,997	0.34	
NTT西日本	PSTNモデル	▲1,511	0.66	▲1,511
	IPモデル	▲1,511	0.34	
合計				▲3,528

④第一種公衆電話(離島特例通信)

<補てん対象額の算定方法>
「原価－収益」の収支差額

(百万円)

PSTN モデル	LRICモデル						
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	利益 (①－②)
			公衆電話撤去費用以外		公衆電話撤去費		
NTT東日本	0	2	2	2	0	0	▲2
NTT西日本	0	4	4	3	0	0	▲3
合計	0	5	5	5	1	0	▲5

 : 採用する額

実際の費用		
モデルと 比較する額 (③－④)	③営業費用 －利益	④報酬額等
▲1	▲1	0
▲2	▲2	0
▲4	▲4	0

(百万円)

IP モデル	LRICモデル						
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	利益 (①－②)
			公衆電話撤去費用以外		公衆電話撤去費		
NTT東日本	0	2	2	1	0	0	▲2
NTT西日本	0	4	4	3	0	0	▲3
合計	0	5	5	5	1	0	▲5

実際の費用		
モデルと 比較する額 (③－④)	③営業費用 －利益	④報酬額等
▲1	▲1	0
▲2	▲2	0
▲4	▲4	0



	モデル	採用した額	加重平均のための比率	補てん対象額
NTT東日本	PSTNモデル	▲1	0.66	▲1
	IPモデル	▲1	0.34	
NTT西日本	PSTNモデル	▲2	0.66	▲2
	IPモデル	▲2	0.34	
合計				▲4

⑤ 第一種公衆電話・緊急通報

<補てん対象額の算定方法>
「原価－収益」の収支差額

 : 採用する額

(百万円)

PSTN モデル	LRICモデル						利益 (①－②)
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	
			公衆電話撤去費用以外		公衆電話撤去費		
NTT東日本	-	2	2	1	1	0	▲2
NTT西日本	-	2	2	1	1	0	▲2
合計	-	4	4	2	1	0	▲4

実際の費用		
モデルと 比較する額 (③－④)	③営業費用 －利益	④報酬額等
▲5	▲4	0
▲4	▲4	0
▲9	▲8	1

(百万円)

IP モデル	LRICモデル						利益 (①－②)
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	
			公衆電話撤去費用以外		公衆電話撤去費		
NTT東日本	-	1	1	0	1	0	▲1
NTT西日本	-	1	1	0	1	0	▲1
合計	-	2	2	1	1	0	▲2

実際の費用		
モデルと 比較する額 (③－④)	③営業費用 －利益	④報酬額等
▲5	▲4	0
▲4	▲4	0
▲9	▲8	1



	モデル	採用した額	加重平均のための比率	補てん対象額
NTT東日本	PSTNモデル	▲2	0.66	▲2
	IPモデル	▲1	0.34	
NTT西日本	PSTNモデル	▲2	0.66	▲1
	IPモデル	▲1	0.34	
合計				▲3

4. 補填対象額と番号単価

・補填対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、1月～12月の予測番号総数で除すことにより、各事業者が負担する（合算）番号単価を算定。

○補填対象額

	加入電話		第一種公衆電話			合計
	基本料	緊急通報	市内通信	離島特例通信	緊急通報	
NTT東日本	1,796百万円	15百万円	2,017百万円	1百万円	2百万円	3,831百万円
NTT西日本	1,011百万円	10百万円	1,511百万円	2百万円	1百万円	2,537百万円
東西計	2,807百万円	25百万円	3,528百万円	4百万円	3百万円	6,367百万円
(参考) 前年度	2,700百万円	28百万円	3,979百万円	5百万円	3百万円	6,715百万円
増減	+107百万円	▲3百万円	▲450百万円	▲1百万円	▲0百万円	▲348百万円

○支援業務費

(令和6年予算額：予算額 54百万円 - 前期繰越額 4百万円)

50百万円

(令和5年予算額：41百万円)

○予測前年度過不足額

▲728百万円

○番号単価

(合算) 番号単価 = $\frac{\text{補てん対象額 (6,367百万円)} + \text{支援業務費 (50百万円)} - \text{予測前年度過不足額 (▲728百万円)}}{\text{令和7年1月～12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計 (2,951百万番号)}}$ = 2.421313251円/月・番号



(合算) 番号単価

2円/月・番号

〔うち、東日本分：1.20325396円
西日本分：0.79674604円〕

〔<前年度(7月～12月)>
2円/番号・月
NTT東日本分：1.19788045円
NTT西日本分：0.80211955円〕

(注) ・東西合算の番号単価は整数未満を四捨五入
・東西別の番号単価は、合算単価を東西の補てん対象額の割合で案分

第一種交付金の額及び交付方法認可申請書

T C A 支— 3 8 3
令和 6 年 9 月 1 9 日総務大臣
松本 剛明 殿

郵便番号 101-0052
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
 興信ビル2F
いっばんしやだんほうじんでんきつうしんじぎょうしやきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう たかはし まこと
 会長 高橋 誠

電気通信事業法第109条第1項の規定により、第一種交付金の額及び交付方法の認可を受けた
 いので、次のとおり申請します。

1 第一種交付金の額

東日本電信電話株式会社に対する
 第一種交付金の額

$$= C_e - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{ C_e + S \cdot C_e / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \sum_{i=1}^{Ft} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot En / Mn - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
 [=6,367,363,695円]

C_e は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=3,830,777,793円]

S は、支援業務費の額 [=50,144,947円]

n は、最終算定月 [=令和7年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月 (令和7年1月予定～最終算定月)

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En は、 n 月 (最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft$ までの整数値をとる)

Mn は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 7 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [令和 7 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.20325396 円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=令和 6 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (令和 6 年 1 月～前年度の最終算定月)

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet' は、 t' 月の番号単価 [令和 6 年 1 月～令和 6 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.19658136 円/月・番号、令和 6 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.19788045 円/月・番号]

Pen' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,715,472,942 円]

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=4,017,804,871 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=40,743,564 円]

西日本電信電話株式会社に対する

第一種交付金の額

$$\begin{aligned} &= Cw - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \{ Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \\ &\quad \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \} \cdot Wn / Mn \\ &\quad - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \end{aligned}$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,367,363,695円]

Cw は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,536,585,902円]

S は、支援業務費の額 [=50,144,947円]

n は、最終算定月 [=令和7年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月(令和7年1月予定～最終算定月)

Wt は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn は、 n 月(最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft までの整数値をとる)

Mn は、 n 月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt は、 t 月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として令和7年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)[令和7年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.79674604円/月・番号]

n' は、前年度(令和6年12月)の最終算定月 [=令和6年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度(令和6年1月～前年度(令和6年)の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月(前年度(令和6年)の最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月(前年度(令和6年)の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月(前年度(令和6年)の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔令和6年1月～令和6年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.80341864円/月・番号、令和6年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.80211955円/月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt'] \right]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=6,715,472,942円〕

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=2,697,668,071円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=40,743,564円〕

※ 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合の第一種交付金の額は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和6年12月）から変更となる場合、 t において「令和7年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 交付方法

(1) 交付手段

第一種交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

第一種交付金の振込手数料の負担は、第一種交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2) 第一種交付金額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後までの間、毎月、第一種適格電気

通信事業者に対して第一種交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知する第一種交付金額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 第一種交付金の交付期限

毎月の第一種交付金額の通知の日の属する月の翌月までに第一種交付金を交付する。

(4) 各月の第一種交付金の額の計算方法

①前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

= 第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

②最終算定月の3箇月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

= (第一種負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額 - 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額)

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

ただし、各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」-「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 第一種交付金の交付の特例

第一種交付金の交付期限までに、算定規則第22条第1項各号に規定する事由が生じた場合、

同項の規定に基づき、第一種交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案分して算定した額を第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付する。

(6) 第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各第一種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

算定規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により第一種交付金の額を算定し、第一種交付金を交付することとする。

第一種負担金の額及び徴収方法認可申請書

T C A 支— 3 8 4
令和 6 年 9 月 1 9 日総務大臣
松本 剛明 殿

郵便番号 101-0052
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
 興信ビル2F
いっばんしやだんほうじんでんきつうしんじぎょうしやきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう たかはし まこと
 会長 高橋 誠

電気通信事業法第110条第2項の規定により、第一種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定）

以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定

- ① 前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者
- ② 令和6年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下、「算定規則」という。）別表第11に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

東日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$\begin{aligned}
 &= \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt] + \{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \\
 &\quad \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot Nn / Mn \\
 &+ Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn' / Mn'
 \end{aligned}$$

Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
 [=6,367,363,695円]

C_e は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=3,830,777,793円〕

S は、支援業務費の額〔=50,144,947円〕

n は、最終算定月〔=令和7年12月予定。以下、この計算式において同じ〕

t は、各月（令和7年1月予定～最終算定月）

E_t は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ F_t までの整数値をとる）

N_t は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ N_t は、 N_{1t} , N_{2t} , …, $N_{F_t t}$ のうちの対応する値）

N_n は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ N_n は、 N_{1n} , N_{2n} , …, $N_{F_t n}$ のうちの対応する値）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{et} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として令和7年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和7年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.20325396円/月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=令和6年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和6年1月～前年度の最終算定月）

$E_{t'}$ は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$E_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$ は、 t' 月の負担事業者数

$N_{it'}$ は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる）

$N_{in'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる）

$N_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $N_{n'}$ は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, …, $N_{F_{t'n'}}$ のうちの対応する値）

$M_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{et'}$ は、 t' 月の番号単価〔令和6年1月～令和6年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.19658136円/月・番号、令和6年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.19788045円/月・番号〕

$P_{en'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Z_e は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=C_e' + S' \cdot C_e' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{e't'} \cdot N_{it'}]) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{e't'} \cdot E_{t'}]]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=6,715,472,942円〕

C_e' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=4,017,804,871円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=40,743,564円〕

西日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot N_t] + \{ C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}]) - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] - \sum_{i=1}^{F_t} [P_{wn'} \cdot N_{in'} - Z_w \cdot N_{in'} / M_n'] - (P_{wn'} \cdot W_n' - Z_w \cdot W_n' / M_n') \} \cdot N_n / M_n + P_{wn'} \cdot N_n' - Z_w \cdot N_n' / M_n'$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=6,367,363,695円〕

C_w は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=2,536,585,902円〕

S は、支援業務費の額〔=50,144,947円〕

n は、最終算定月（=令和7年12月予定。以下、この計算式において同じ。）

t は、各月（令和7年1月予定～最終算定月）

W_t は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ F_t までの整数値をとる）

N_t は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ N_t は、 N_{1t} , N_{2t} , …, $N_{F_t t}$ のうちの対応する値をとる）

M_n は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ M_n は、 M_{1n} , M_{2n} , …, $M_{F_t n}$ のうちの対応する値）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{wt} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。ま

た、原則として令和7年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [令和7年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.79674604円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=令和6年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (令和6年1月～前年度の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{Ftn'}$ のうちの対応する値)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価 [令和6年1月～令和6年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.80341864円/月・番号、令和6年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.80211955円/月・番号]

Pwn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,715,472,942円]

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,697,668,071円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=40,743,564円]

※ 各接続電気通信事業者等 (第一種適格電気通信事業者であるものを除く。) の第一種負担金の総額 (第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。) の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該第一種負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合 (3%) を乗じて得た額とする (整数未満の端数は四捨五入)。

※ 各第一種適格電気通信事業者における「第一種負担金の額と当該第一種適格電気通信事業者

に係る算定自己負担額の合計額（以下「第一種負担金等の額」という。）の当該第一種適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該第一種負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和6年12月）から変更となる場合、tにおいて「令和7年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 徴収方法

(1) 納付手段

第一種負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

第一種負担金の振込手数料の負担は、第一種負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

(2) 第一種負担金額の通知

第一種負担金の納付額等を相互に確認するため、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額
- ② 第一種負担金の納付期限
- ③ 第一種負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する第一種負担金額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る第一種負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3) 第一種負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに第一種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日まで

の日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

(5) 第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各第一種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

算定規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により第一種負担金の額を算定し、第一種負担金を徴収することとする。